

裁 決 書

審査請求人

審査請求人代理人

処分庁

市福祉事務所長

平成 30 年 2 月 5 日付で [] (審査請求人代理人 []) から提起された審査請求 (平成 29 年度(審)第 131 号) について、次のとおり裁決します。

1 主文

[] 市福祉事務所長が行った平成 29 年 11 月 6 日付け生活保護変更決定決定処分は取消す。

2 事案の概要

(1) 事案の概要

本件審査請求は、平成 29 年 11 月 2 日に請求人の母が行った、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。)による保護変更申請(以下「本件申請」という。)について、同月 6 日付で、法第 24 条第 9 項において準用する同条第 3 項に基づき、処分庁が行った生活保護変更決定処分(以下「本件処分」という。)に対し、請求人がその取消しを求めて審査請求を行ったものである。

(2) 本件に係る法令等の規定

審理員意見書の別紙 2 のとおり

(3) 前提事実

当事者に争いのない事実及び容易に認められる事実は以下のとおりである。

ア 請求人は、[] 市に居住し、請求人の母と同一世帯として、本件処分時まで処分庁により法に基づく保護を実施されていた者である。

A氏は、本件処分当時、処分庁により保護を実施されていた者である。

- イ 処分庁は、法第19条第4項及び委任規則第2条第1号アの規定により、保護の実施機関である[]市長から、法第24条第3項及び第9項の規定による申請に基づく保護の開始及び変更に関する事務の委任を受けた者である。
- ウ 平成21年5月7日を実施年月日として、処分庁は、請求人の母及び請求人から構成される世帯に対し、法に基づく保護を開始した。
- エ 平成29年6月19日、処分庁は、請求人の母宅を訪問し、同所において、請求人の母、請求人、A氏に会った。
その際、請求人は、請求人の母の世帯から分離し、A氏と共に、通院先のBクリニックの所在地であるC市への移管を希望した。
- オ 同月22日、処分庁は、ケース診断会議を開き、請求人のC市への移管について検討し、同会議の結果、処分庁は、主治医への確認による請求人の病状調査及びA氏宅への訪問による居住実態の確認（請求人の主な居住先がどこにあるか）により、検討することとした。
- カ 同月26日、処分庁は、請求人の母から、請求人がA氏宅で暴れたことから、警察を呼ばざるを得なくなり、その後、病院に行くことになった旨の報告を受けた。
- キ 同年7月3日ころ、処分庁は、請求人の母から、請求人の入院期間の見込みや面会の可否、請求人の母がほぼ毎日請求人の着替えをもつていき、洗濯物を持って帰るという生活をしているとの報告を受けた。
- ク 同月10日、処分庁は、D病院から、請求人が同月8日に退院したことの連絡を受けた。
- ケ 同月18日、請求人は、処分庁に対し、退院してA氏宅にいること、体調不良のため今後のことば話を進めてほしくないこと、病状調査も行ってほしくないこと、同月28日にはBクリニックへの受診を希望していることを伝えた。
- コ 同月31日、請求人の母は、処分庁に対し、請求人がA氏宅にいることを報告した。処分庁は、請求人の母に対し、状況に即した世帯認定をすることを説明し、請求人の母の了解を得た。
- サ 同年8月22日、処分庁は、請求人に對し、状況に即した世帯にすることを伝えたところ、請求人は、A氏宅にいるが、荷物は請求人の母宅にあり、その荷物を持ってきてA氏宅で生活することは部屋が狭いため厳しく、周りに病院やスーパーもないことから暮らしにくいため、二人で住むとすれば、[]市内の他の場所に住みたい、また、C市で暮らしたい思いにも変わりないなどの希望を述べた。
- シ 同月28日、請求人の母は、処分庁に対し、請求人の母宅に、請求人が3日間帰ってきていたが、喧嘩となり警察を呼ぶ事態になったことから、転居したい旨希望した。
- ス 同日、請求人は、処分庁に対し、今まででは請求人の母宅及びA氏宅を行き来していたが、9月からはA氏宅で住むこと、今後請求人の母宅に

は行かない旨述べた。

また、面談の際、処分庁の一部の職員については、第三者が同席すれば対応しても構わないが、自宅訪問や病院にはどうしても来てほしくない旨述べた。

セ 同月30日、処分庁は、同年9月1日にA氏宅の実態調査を行うこととし、その際、A氏の意向も聞いた上で、A氏からの世帯員増の申請書及び請求人からの法29条調査に関する同意書の提出を依頼し、請求人の動向が把握できた後、請求人の母への説明を行うこととした。

ソ 同月31日、請求人は、処分庁に対し、体調不良のため、A氏宅訪問は取りやめ、連絡もしてこないよう要望した。

タ 同年9月1日、請求人の母は、処分庁に対し、請求人の生活実態について、以前は請求人の母宅とA氏宅を行き来していたが、今後は請求人の母宅で請求人の母と請求人が住むことは困難であり、請求人が請求人の母宅で暮らすことはないであろう旨説明した。

処分庁は、請求人の母に対し、請求人の母宅は、請求人の母一人世帯として認定し、A氏宅は、A氏及び請求人の二人世帯として認定する旨の説明を行い、そのため、請求人の母からは一人世帯となる旨の保護変更申請書を提出するよう伝えた。

請求人の母は、請求人がどうなるかわからない状況では、保護変更申請書を書くことができないと固辞した。

チ 同月19日、請求人は、処分庁に対し電話をし、A氏との毎日の関わり合いに疲れ、体調も良くならないことから、A氏宅にも住めず、一人で暮らしたいとの希望を述べた。

ツ 同日、請求人は、処分庁に対し電話をし、請求人とA氏をそれぞれ一人暮らしでC市に移管してほしい旨述べた。

処分庁は、今後の話については、来庁した際に話すように伝え、同月21日又は22日であれば、担当者が庁内にいるため、体調に合わせて来庁するよう依頼した。

テ 同月22日、請求人は、処分庁に対し電話をし、面談には行けず、今後も行きたくない旨述べた。処分庁は、請求人に對し、請求人の母宅の住所での申請を受けて保護を受けているため、A氏宅で生活をする旨の届出が必要であることを伝えた。

また、請求人は、A氏宅の訪問は受け入れる意向を示した。

ト 同月27日、A氏は、処分庁に対し、請求人がA氏宅で生活していることを報告し、処分庁の訪問調査に協力することを了承した。

処分庁は、A氏に対し、請求人の意思を確認したいことから、A氏宅の訪問調査の際に、請求人との面談を予定しており、面談できない場合は、改めて来所を求める予定であること、現状のままでは保護継続ができないこと、及び、A氏の世帯で別々の保護の実施はできないことを伝えた。

ナ 同年10月4日、処分庁は、A氏宅を訪問し、玄関でのA氏を介した筆談による面談を行い、ドア越しで姿は見えないものの、請求人の声を確

認した。

この際、処分庁は、請求人に対し、請求人の生活保護上の住所を変更する必要があることを説明し、同月11日までに保護変更申請書・法第29条調査についての同意書の提出を求め、提出がない場合には、生活保護の停廃止を検討しなければならない旨の説明をした。

また、処分庁は、A氏から、請求人のA氏宅での生活状況を聴取した。

ニ 同月6日、請求人から、処分庁に対し、Bクリニックを受診した旨の報告があった。

ヌ 同日、処分庁は、請求人の母に対し、世帯の報告を書面にて行う必要があることを説明した。また、請求人の母から、保護費を請求人に手渡ししていることを確認した。

ネ 同月10日、処分庁は、ケース診断会議を開いた。

同会議時点において、処分庁は、請求人の母宅に請求人の居住実態がなく、今後も請求人が生活保護の継続を希望するのであれば、請求人から、A氏宅の住所への変更申請する必要があるが、請求人が変更申請書及び同意書を未提出であることが問題であると認識していた。

また、同会議の結果、処分庁は、請求人母及び請求人双方に、居住実態を報告するよう促し、現段階では、請求人に対する29条調査は不要であるため、変更申請のみ求め、それでも提出がなければ、口頭指導と文書指導を行うこととした。

ノ 同日、処分庁は、請求人に対し、実態に即した保護を実施するため、保護変更届だけでも提出するよう求め、その提出がない場合は、生活保護の停廃止を検討することを伝えた。

ハ 同月17日、請求人は、処分庁に対し、A氏について担当する処分庁職員に担当されるのが嫌であるため、保護変更届を行わない旨述べた。

ヒ 同月18日、処分庁は、請求人に対し、「生活保護変更申請書（事務連絡）」という文書で、被保護者の都合や要望で担当職員を変更することはできず、住所を変更する保護変更申請書の提出を求め、提出がない場合は、指導指示の対象となると伝えた。

フ 同月20日、請求人は、処分庁に対し、A氏について担当する処分庁職員を交代させられるはずであるとして、保護変更申請書は書かない旨述べた。

ヘ 同月27日、請求人の母は、処分庁に対し、請求人は請求人母宅にはおらず、請求人と連絡を取っていない（とれない）ため、状況がまったくわからないことを報告した。

処分庁は、請求人の母に対し、世帯主として、世帯構成員が変更したことを、同年11月6日までに届け出るよう、口頭指導を行った。

ホ 平成29年11月2日付けで、請求人の母は、処分庁に対し、単身世帯としての保護内容に変更を求める申請を行った。

処分庁は、請求人の母に対し、請求人に現在の状況を説明するよう伝えたところ、請求人の母は、処分庁に対し、ずっと話していないためで

きないとと思うと述べた。

- マ 同月6日付で、処分庁は、請求人の母に対し、同月2日を実施年月日として、世帯員の減少を理由に、請求人母単身での保護内容に変更する決定（本件処分）を行った。また、処分庁は、同月6日のケース診断会議において、請求人が入り込んでいるA氏世帯は生活保護受給世帯であり、要保護状態であること、世帯員減となったことに関しては、保護決定の後に請求人の母から請求人に説明するように促すこと、処分庁からも請求人に対し、他法の活用についての促しや必要に応じて生活保護制度の申請を行うよう働きかけることを決定した。
- ミ 平成29年12月19日、処分庁は、A氏に対し、世帯員の増加を理由に、請求人をA氏の世帯員とした保護内容に変更する処分（以下「後行処分」という。）を行った。
- ム 平成30年2月5日、請求人は、神奈川県知事に対し、本件処分の取消しを求めて本件審査請求を提起した。

3 審理関係人の主張の要旨

（1）請求人の主張の要旨

次の理由により、本件処分を取り消すとの裁決を求める。

ア 請求人は、ある時点から、現住所で、内縁の夫A氏との生活を始め、請求人の母から請求人相当の保護費を毎月もらうことにしていた。

請求人は、遅くとも平成29年6月までには、このように生活場所が変わったこと等を処分庁に包み隠さず伝え、居所や生活実態に即した保護費の支給がなされるよう、処分庁に要望した。

しかし、処分庁からは、保護の変更に関し、同意書の提出を求められ、請求人はその提出に不安を感じて躊躇しており、こうした同意書の取り扱い等を中心に、両者で保護変更のための協議を重ねている状況であった。

イ 請求人は、保護廃止の事実を知らないまま、平成29年11月5日、かねてより定期通院中であったBクリニックを受診し、同月13日に、同クリニックからの連絡により保護廃止の事実を知り、また、10割の治療費の請求を受ける事態となった。

ウ 処分庁は、保護廃止の理由について、「居住実態がないから。」と説明している。確かに、請求人が住民票を置いていた請求人の母親の世帯には居住実態はなかったが、その旨を、請求人は処分庁に申告し、それを踏まえて実態に即した保護が受けられるように協議していたのであるから、突然、予告もなく、保護を廃止にしたことは極めて不適切である。

処分庁は、保護廃止について、請求人に何ら連絡をしていなかったことについて、「住民票を同一にする請求人の母あてに通知をした、請求人の母には請求人に必ず連絡をするよう言った。」旨弁明するが、請求人と請求人の母が別居しており、折り合いが悪く没交渉であることを熟知しており、保護廃止が請求人に伝わらないことを十分に認識し、又は

認識し得た。

また、処分庁は、請求人が定期的に受診していることも認識していたのであり、請求人が10割の治療費の請求を受ける事態の発生も十分に認識し、また認識し得たといえる。

その後、請求人は、平成29年11月20日付けで現住所で生活保護を受給できるようになったものの、同月2日から同月19日の空白期間は保護がない状態に変化はないため、上記イの治療費の問題は解決していない。

エ 請求人は、本件処分時において、要保護状態のままであり、処分庁はその事実を知りながら、請求人が健康的で文化的な最低限度の生活を送る権利をはく奪した。

法は、申請保護を原則としているが、要保護者が窮迫した状態にあるときには、申請がなくとも必要な保護を行うことができる（法第7条）を定めるほか、さらに積極的にすみやかに職権保護を開始しなければならないとも定めている（同法第25条）。このことから、「要保護者に対するものと定めている。」という法の理念は、申請よりも優先し、最低限度の生活を保障する。」という法の理念は、申請よりも優先されるべきことは明らかである。

オ 法第10条は、世帯単位の原則を定めるが、例外的に個人を単位とすることも認めており、請求人個人を請求人の母とは別個に対象とすることも可能だったのであり、同法第10条は、本件処分の根拠とならない。

カ 法第61条は、書面での届出を義務づけるものではなく、同条も本件処分の根拠となるものではない。

キ 本件処分は、実質的には、請求人が住所変更届及び同意書の提出に条件を付して容易に提出しなかったことに対する懲罰的な意味合いが窺えるが、同意書は法律上要求される要件ではない。

ク 法第62条第4項が、保護の変更、停止又は廃止する処分をする場合に、被保護者に対し、当該処分をする理由、弁明すべき日時及び場所を通知した上で、被保護者に弁明の機会を与えなければならないことを定めている趣旨から、同規定は、本件処分にも適用されるべきである。

また、同法第5項は、行政手続法第3章（第12条及び第14条を除く）の規定は適用除外と定めており、その反対解釈として、同法第12条乃至第14条は適用されるものと解されるところ、同法第13条は、不利益処分を科される者に対して弁明の機会を付与しなければならないとしている。

本件処分は法第62条第4項、行政手続法第13条に明確に違反する。

ケ 本件処分は、保護変更決定であるが、実際には請求人に対する保護廃止処分であるから、口頭による指示、文書による指示、弁明の機会の付与を経てそれでもなお改善解決がみられない場合に、相当の期間を待つて、ようやく廃止処分がなされるべきだが、処分庁は、一切上記段階を踏んでいない。

平成29年10月20日の時点に至っても、処分庁が予定していたのは、今後請求人に口頭指導から始めて段階を踏んで指導指示を行うことのみだったにもかかわらず、一切の指示・指導がない状況で突然本件処分が行

われたのか、請求人の生きる権利を無視した処分庁の暴走である。

- コ 処分庁から住所が変わっただけで同意書へのサインができないなら保護を廃止すると脅されたことは許せることではない。これを口頭指導ととらえるとしても、その後、文書指導等の手続を経てから初めて、保護の停止となるはずである。処分庁が、請求人が要保護状態であることを十分に知っているにもかかわらず、事前にも事後にも請求人に一切連絡しようとせずに保護を打ち切るのはおかしい。
- サ 請求人は、母に同意書にサインは絶対しないよう言い聞かせており、請求人の母が処分庁に対して、単身世帯として保護変更申請書を、自ら提出することはあり得ない。処分庁から圧力をかけられ、サインせざるを得ない状況に追い込まれたものである。

(2) 処分庁の主張の要旨

次の理由により、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

- ア 請求人は、かねてより、保護申請上の住所である請求人の母宅と、A氏宅を行き来した生活をしていた。

平成29年6月19日、請求人は、請求人の母とは別の生活をしたいとの希望を述べ、同年7月の入院退院を機に、A氏宅にて生活する機会が増えたため、実態に即した生活保護の申請を指導するも、申請に至っていない。

その後、請求人から平成29年9月からA氏宅で生活し、請求人の母宅に戻らないとの申出があったため、処分庁は、同月1日にA氏宅を訪問し、居住実態の確認をすることとしたが、請求人の体調不良により断念し、その後の連絡調整により、同年10月4日にA氏宅を訪問し、請求人の居住実態が、請求人の母宅ではなくA氏宅にあることを確認した。

処分庁は、請求人に対し、生活保護上の住所を変更するよう指導したが、請求人は住所変更届の提出を拒否しており、処分庁としては、請求人と協議を重ねている状況とは認識していない。

- イ 請求人と請求人の母との交流について、請求人は、請求人の母宅を出した後も生活費の受け取りに帰宅する状況にあり、請求人の病状悪化の際には、母が通院同行していることや、入院の際にも母の見舞いを受け入れていることから、没交流状態にあったことは認められない。

ウ 本件処分前に、処分庁は、請求人が精神科へ受診していることを把握していることから、保護空白期間中の受診を予見できた可能性があるとの指摘について、請求人から具体的な受診日の連絡を受けていないため、本件処分後間もない受診については、予見できない状態であった。

- エ 届出の事実が請求人に伝わらない事態に備え、平成29年11月6日、状況の報告と今後の生活に関する調整を目的に、A氏宅のfax及び請求人の携帯電話に架電した。さらに、請求人に連絡がつかなかったため、同月10日にA氏宅を訪問するも、請求人が訪問を拒否したため、請求人の母に架電し、請求人に世帯変更届を提出したことを伝えるよう指導している。

請求人には、同月13日の電話の際、世帯員減少の決定処分の事実を告知し、早期の生活保護再申請を促すとともに、生活保護空白期間においては、国民健康保険への加入と、自立支援医療（精神通院医療）の手続をするよう促している。

4 理由

(1) 世帯員を減じる保護変更申請の取扱いについて

ア 生活保護は、保護開始の申請を受けて保護の実施機関が保護を開始するのが原則であるが（法第7条本文）、要保護者が急迫した状況にあるときは、職権をもって保護を開始することができ（同条ただし書）、その場合、保護の実施機関は、速やかに、職権をもって保護の種類等を決定し、保護を開始しなければならないとされている（法第25条第1項）。すなわち、生活保護は申請主義を採用しつつも、実施機関は、要保護状態にある者に対して、進んで保護をするよう求められているというべきである。

イ こうしたことからすれば、保護の実施機関は、保護受給世帯からその世帯員の転居等を理由に世帯員の減少を内容とする保護変更申請がなされた場合において、仮に転居等を理由とした世帯員の減少の事実が認められるとしても、当該転居等する世帯員は現に生活保護を受け、保護を必要とする状態にあるのであるから、転居後において最低限度の生活を維持することができるかについて調査確認し、必要に応じて相当な措置をする義務があると解するのが相当である。

(2) 本件処分の適法性についての検討

ア これを本件について見ると、本件処分がなされるまでの、処分庁と請求人の母又は請求人ととの間で次のやり取りがなされたものと認められる。

(ア) 平成29年7月18日に、請求人は、処分庁に対し、退院してA氏宅にいること、体調不良のため今後のことは話を進めてほしくないこと、病状調査も行ってほしくないことなどを伝えたこと。

(イ) 同月31日に、請求人の母は、処分庁に対し、請求人がA氏宅にいることを報告したこと。そして、処分庁は、請求人の母に対し、状況に即した世帯認定をすることを説明し、請求人の母の了解を得たこと。

(ウ) 同年8月22日に、処分庁が、請求人に對し、状況に即した世帯にすることを伝えたところ、請求人は、A氏宅にいるが、荷物は請求人の母宅にあると処分庁に伝えたこと。

(エ) 同月28日に、請求人は、処分庁に対し、今まででは請求人の母宅及びA氏宅を行き来していたが、9月からはA氏宅で住むこと、今後請求人の母宅には行かない旨述べたこと。また、面談の際、処分庁の一部の職員については、第三者が同席すれば対応しても構わないが、自宅訪問や病院にはどうしても来てほしくない旨述べたこと。

(オ) 同月30日、処分庁は、同年9月1日にA氏宅の実態調査を行うこととし、その際、A氏の意向も聞いた上で、A氏からの世

帶員増の申請書及び請求人からの法29条調査に関する同意書の提出を依頼し、請求人の動向が把握できた後、請求人の母への説明を行うこととしたこと。

- (カ) 同年9月1日、請求人の母は、処分庁に対し、請求人の生活実態について、以前は請求人の母宅とA氏宅を行き来していたが、今後は請求人の母宅で請求人の母と請求人が住むことは困難であり、請求人が請求人の母宅で暮らすことはないであろう旨説明したこと。

処分庁は、請求人の母に対し、請求人の母宅は、請求人の母一人世帯として認定し、A氏宅は、A氏及び請求人の二人世帯として認定する旨の説明を行い、そのため、請求人の母からは一人世帯となる旨の保護変更申請書を提出するよう伝えたこと。

請求人の母は、請求人がどうなるかわからない状況では、保護変更申請書を書くことができないと固辞したこと。

- (キ) 同月22日、請求人は、処分庁に対し電話をし、面談には行けず、今後も行きたくない旨述べたこと。処分庁は、請求人にに対し、請求人の母宅の住所での申請を受けて保護を受けているため、A氏宅で生活をする旨の届出が必要であることを伝えたこと。

- (ク) 同年10月4日、処分庁は、A氏宅を訪問し、玄関でのA氏を介した筆談による面談を行い、ドア越しで姿は見えないものの、請求人の声を確認したこと。

この際、処分庁は、請求人にに対し、請求人の生活保護上の住所を変更する必要があることを説明し、同月11日までに保護変更申請書・法第29条調査についての同意書の提出を求め、提出がない場合には、生活保護の停廃止を検討しなければならない旨の説明をしたこと。

また、処分庁は、A氏から、請求人のA氏宅での生活状況を聴取したこと。

- (ケ) 同月6日、処分庁は、請求人の母に対し、世帯の報告を書面にて行う必要があることを説明したこと。また、請求人の母から、保護費を請求人に手渡ししていることを確認したこと。

- (コ) 同月10日、処分庁は、ケース診断会議を開き、同会議時点において、処分庁は、請求人の母宅に請求人の居住実態がなく、今後も請求人が生活保護の継続を希望するのであれば、請求人から、A氏宅の住所への変更申請する必要があるが、請求人が変更申請書及び同意書を未提出であることが問題であると認識していたこと。

また、同会議の結果、処分庁は、請求人の母及び請求人双方に、居住実態を報告するよう促し、現段階では、請求人に対する29条調査は不要であるため、変更申請のみ求め、それでも提出がなければ、口頭指導と文書指導を行うこととしたこと。

処分庁は、請求人と連絡をとり、住所を変更する保護変更申請書だけでも提出することを求め、その提出がない場合

は、生活保護の停廃止を検討することを伝えたこと。

- (サ) 同月17日、請求人は、処分庁に対し、A氏について担当する処分庁職員に担当されるのが嫌であるため、保護変更届を行わない旨述べたこと。
- (シ) 同月18日に、処分庁は、請求人に対し、「生活保護変更申請書（事務連絡）」という文書で住所を変更する保護変更申請書の提出を求め、提出がない場合は、指導指示の対象となると伝えたこと。
- (ス) 同月20日、請求人は、処分庁に対し、A氏について担当する処分庁職員を交代させられるはずであるとして、保護変更申請書は書かない旨述べたこと。
- (セ) 同月27日、請求人の母は、処分庁に対し、請求人は請求人母宅にはおらず、請求人と連絡を取っていない（とれない）ため、状況がまったくわからないことを報告したこと。

処分庁は、請求人の母に対し、世帯主として、世帯構成員が変更したことを、同年11月6日までに届け出るよう、口頭指導を行ったこと。

- (ウ) 同月2日付で、請求人の母は、処分庁に対し、単身世帯としての保護内容に変更を求める申請を行ったこと。
処分庁は、請求人の母に対し、請求人に現在の状況を説明するよう伝えたところ、請求人の母は、処分庁に対し、ずっと話していないためできだと思うと述べたこと。
- (エ) 同月6日、処分庁は、ケース診断会議を開き、請求人が入り込んでいるA氏世帯は生活保護受給世帯であり、要保護状態であること、世帯員減となつたことに関しては、保護決定の後に請求人の母から請求人に説明するように促すこと、処分庁からも請求人に対し、他法の活用についての促しや必要に応じて生活保護制度の申請を行うよう働きかけることを決定したこと。

イ これらの事実に鑑みると、処分庁は、本件保護変更申請が行われる平成29年11月2日までは、請求人の居住実態がA氏宅にあることを把握し、請求人及び世帯主である請求人の母に対し、請求人を請求人の母の世帯からA氏の世帯に変更して、請求人についての生活保護を継続しようとすべく、手続を相当程度促していたことが認められる。しかし、本件保護変更申請が行われた後の同月6日の処分庁のケース診断会議においては、A氏宅は生活保護受給世帯であり、請求人が要保護状態にあるため、請求人に他法の施策の活用や、必要に応じて生活保護の申請を行うよう働きかけることとし、処分庁は、本件保護変更申請に基づき、同日付で、請求人の母に対し、世帯員の減少を理由に、保護変更の決定（本件処分）を行つたものである。

かかる経過に照らせば、処分庁は、自らも認識しているとおり、請求人と同居するA氏は生活保護受給者であり、本件処分により、請求人は保護を必要とする状態になることは明らかであったのであるから、本件処分をする前に請求人の意向を聞く

などして、請求人が母の世帯を離脱した後、最低限度の生活を維持できるか否か調査確認すべきであったと言える。しかも、処分庁は、ア(シ)のとおり、請求人からの保護変更申請がない場合に、いったんは指導指示の対象となることを請求人に伝えていたにもかかわらず、これをせずに本件処分を行ったものであり、前記の調査確認を経ずして行われた本件処分は違法と言わざるを得ない。

ウ 処分庁は、アの一連の事実経過を見る限り、前述のとおり、請求人及び請求人の母に対し、必要な手続を相当程度促していることが認められる一方、請求人は、理由はともかく、一貫して手続を拒否しており、請求人の意向を聴くなどをせずに本件処分を行ったことには、やむを得ない側面もあったことは否定できない。

しかし、請求人が手続を拒否していても、それが生活保護の継続を望まない意思までを含むとは一般的には考え難く、本件処分をすると、請求人が最低限度の生活を維持することができない蓋然性が高いと考えられる以上、本件の事情の下においても、本件処分をする前に請求人の意向を聞くなどの措置が必要だったというべきである。

エ その他、処分庁の主張に結論を左右する事情は認められない。

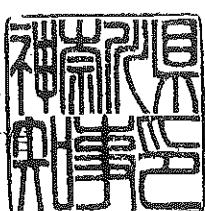
オ したがって、本件処分は、請求人の転居等において最低限度の生活を維持できるか調査確認することなく行われており違法といえるから、本件処分を取り消すべきであるとする請求人の主張には理由がある。

(3) 結論

以上のとおり、本件処分の取消しを求める本件審査請求は理由があるから、行政不服審査法第46条第1項の規定により取り消す。

平成31年1月22日

神奈川県知事 黒岩 祐



審理員意見書

平成 30 年 7 月 9 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県審理員 虎頭 俊之
神奈川県審理員 小林 文子

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 42 条第 2 項の規定に基づき、審査請求人（審査請求人代理人 [REDACTED]）が平成 30 年 2 月 5 日付けで提起した処分（市福祉事務所長による平成 29 年 11 月 6 日付け生活保護変更決定処分についての審査請求（平成 29 年度（審）第 131 号）の裁決に関する意見を別紙のとおり提出する。

別紙 1 において、個人名等を次のとおり呼称する。

- 1 審査請求人 [REDACTED] を「請求人」という。
- 2 処分庁 [REDACTED] 市福祉事務所長を「処分庁」という。
- 3 請求人の母 [REDACTED] を「請求人の母」という。
- 4 請求人の交際相手 [REDACTED] を「A 氏」という。
- 5 [REDACTED] 市所在の [REDACTED] クリニックを「B クリニック」という。
- 6 [REDACTED] 市を「C 市」という。
- 7 [REDACTED] 病院を「D 病院」という。



別紙 1

1 結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 事業の概要

（1）事業の概要

本件審査請求は、平成 29 年 11 月 2 日に請求人の母が行った、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号。以下「法」という。）による保護変更申請（以下「本件申請」という。）について、同月 6 日付けで、法第 24 条第 9 項において準用する同条第 3 項に基づき、処分庁が行った生活保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）に対し、請求人がその取消しを求めて審査請求を行ったものである。

（2）本件に係る法令等の規定

別紙 2 のとおり

（3）前提事実

当事者に争いのない事実及び容易に認められる事実は以下のとおりである。

ア 請求人は、[] 市に居住し、請求人の母と同一世帯として、本件処分時まで処分庁により法に基づく保護を実施されていた者である。

A 氏は、本件処分当時、処分庁により保護を実施されていた者である。

イ 処分庁は、法第 19 条第 4 項及び委任規則第 2 条第 1 号アの規定により、保護の実施機関である [] 市長から、法第 24 条第 3 項及び第 9 項の規定による申請に基づく保護の開始及び変更に関する事務の委任を受けた者である。

ウ 平成 21 年 5 月 7 日を実施年月日として、処分庁は、請求人の母及び請求人から構成される世帯に対し、法に基づく保護を開始した。

エ 平成 29 年 6 月 19 日、処分庁は、請求人の母宅を訪問し、同所において、請求人の母、請求人、A 氏に会った。

その際、請求人は、請求人の母の世帯から分離し、A 氏と共に、通院先の B クリニックの所在地である C 市への移管を希望した。

オ 同月 22 日、処分庁は、ケース診断会議を開き、請求人の C 市への移管について検討し、同会議の結果、処分庁は、主治医への確認による請求人の病状調査及び A 氏宅への訪問による居住実態の確認（請求人の主な居住先がどこにあるか）により、検討することとした。

カ 同月 26 日、処分庁は、請求人の母から、請求人が A 氏宅で暴れたことから、警察を呼ばざるを得なくなり、その後、病院に行くことになった旨の報告を受けた。

キ 同年 7 月 3 日ころ、処分庁は、請求人の母から、請求人の入院期間の見込みや面会の可否、請求人の母がほぼ毎日請求人の着替えをもっていき、洗濯物を持って帰

るという生活をしていることの報告を受けた。

ク 同月 10 日、処分庁は、D 病院から、請求人が同月 8 日に退院したことの連絡を受けた。

ケ 同月 18 日、請求人は、処分庁に対し、退院して A 氏宅にいること、体調不良のため今後のことば話を進めてほしくないこと、病状調査も行ってほしくないこと、同月 28 日には B クリニックへの受診を希望していることを伝えた。

コ 同月 31 日、請求人の母は、処分庁に対し、請求人が A 氏宅にいることを報告した。処分庁は、請求人の母に対し、状況に即した世帯認定をすることを説明し、請求人の母の了解を得た。

サ 同年 8 月 22 日、処分庁は、請求人に対し、状況に即した世帯にすることを伝えたところ、請求人は、A 氏宅にいるが、荷物は請求人の母宅にあり、その荷物を持ってきて A 氏宅で生活することは部屋が狭いため厳しく、周りに病院やスーパーもないことから暮らしにくいため、二人で住むとすれば、平塚市内の他の場所に住みたい、また、C 市で暮らしたい思いにも変わりないなどの希望を述べた。

シ 同月 28 日、請求人の母は、処分庁に対し、請求人の母宅に、請求人の娘が 3 日間帰ってきていたが、喧嘩となり警察を呼ぶ事態になったことから、転居したい旨希望した。

ス 同日、請求人は、処分庁に対し、今まで請求人の母宅及び A 氏宅を行き来していたが、9 月からは A 氏宅で住むこと、今後請求人の母宅には行かない旨述べた。

また、面談の際、処分庁の一部の職員については、第三者が同席すれば対応しても構わないが、自宅訪問や病院にはどうしても来てほしくない旨述べた。

セ 同月 30 日、処分庁は、同年 9 月 1 日に A 氏宅の実態調査を行うこととし、その際 A 氏の意向も聞いた上で、A 氏からの世帯員増の申請書及び請求人からの法 29 条調査に関する同意書の提出を依頼し、請求人の動向が把握できた後、請求人の母への説明を行うこととした。

ソ 同月 31 日、請求人は、処分庁に対し、体調不良のため、A 氏宅訪問は取りやめ、連絡もしてこないよう要望した。

タ 同年 9 月 1 日、請求人の母は、処分庁に対し、請求人の生活実態について、以前は請求人の母宅と A 氏宅を行き来していたが、今後は請求人の母宅で請求人の母と請求人が住むことは困難であり、請求人が請求人の母宅で暮らすことはないであろう旨説明した。

処分庁は、請求人の母に対し、請求人の母宅は、請求人の母一人世帯として認定し、A 氏宅は、A 氏及び請求人の二人世帯として認定する旨の説明を行い、そのため、請求人の母からは一人世帯となる旨の保護変更申請書を提出するよう伝えた。

請求人の母は、請求人がどうなるかわからない状況では、保護変更申請書を書くことができないと固辞した。

チ 同月 19 日、請求人は、処分庁に対し電話をし、A 氏との毎日の関わり合いに疲れ体調も良くならないことから、A 氏宅にも住めず、一人で暮らしたいとの希望を述

べた。

ツ 同日、請求人は、処分庁に対し電話をし、請求人とA氏をそれぞれ一人暮らしでC市に移管してほしい旨述べた。

処分庁は、今後の話については、来庁した際に話すように伝え、同月21日又は22日であれば、担当者が庁内にいるため、体調に合わせて来庁するよう依頼した。

テ 同月22日、請求人は、処分庁に対し電話をし、面談には行けず、今後も行きたくない旨述べた。処分庁は、請求人に対し、請求人の母宅の住所での申請を受けて保護を受けているため、A氏宅で生活をする旨の届出が必要であることを伝えた。

また、請求人は、A氏宅の訪問は受け入れる意向を示した。

ト 同月27日、A氏は、処分庁に対し、請求人がA氏宅で生活していることを報告し、処分庁の訪問調査に協力することを了承した。

処分庁は、A氏に対し、請求人の意思を確認したいことから、A氏宅の訪問調査の際に、請求人との面談を予定しており、面談できない場合は、改めて来所を求める予定であること、現状のままでは保護継続ができないこと、及び、A氏の世帯で別々の保護の実施はできないことを伝えた。

ナ 同年10月4日、処分庁は、A氏宅を訪問し、玄関でのA氏を介した筆談による面談を行い、ドア越しで姿は見えないものの、請求人の声を確認した。

この際、処分庁は、請求人に対し、請求人の生活保護上の住所を変更する必要があることを説明し、同月11日までに保護変更申請書・法第29条調査についての同意書の提出を求め、提出がない場合には、生活保護の停廃止を検討しなければならない旨の説明をした。

また、処分庁は、A氏から、請求人のA氏宅での生活状況を聴取した。

二 同月6日、請求人から、処分庁に対し、Bクリニックを受診した旨の報告があった。

ヌ 同日、処分庁は、請求人の母に対し、世帯の報告を書面にて行う必要があることを説明した。また、請求人の母から、保護費を請求人に手渡ししていることを確認した。

ネ 同月10日、処分庁は、ケース診断会議を開いた。

同会議時点において、処分庁は、請求人の母宅に請求人の居住実態がなく、今後も請求人が生活保護の継続を希望するのであれば、請求人から、A氏宅の住所への変更申請する必要があるが、請求人が変更申請書及び同意書を未提出であることが問題であると認識していた。

また、同会議の結果、処分庁は、請求人母及び請求人双方に、居住実態を報告するよう促し、現段階では、請求人に対する29条調査は不要であるため、変更申請のみ求め、それでも提出がなければ、口頭指導と文書指導を行うこととした。

ノ 同日、処分庁は、請求人に対し、実態に即した保護を実施するため、保護変更届だけでも提出するよう求めた。

ハ 同月17日、請求人は、処分庁に対し、A氏について担当する処分庁職員に担当さ

れるのが嫌であるため、保護変更届を行わない旨述べた。

ヒ 同月 18 日、処分庁は、請求人に対し、被保護者の都合や要望で担当職員を変更することはできず、変更の申請を行うよう指導した。

フ 同月 20 日、請求人は、処分庁に対し、A 氏について担当する処分庁職員を交代させられるはずであるとして、保護変更申請書は書かない旨述べた。

ヘ 同月 27 日、請求人の母は、処分庁に対し、請求人は請求人母宅にはおらず、請求人と連絡を取っていない（とれない）ため、状況がまったくわからないことを報告した。

処分庁は、請求人の母に対し、世帯主として、世帯構成員が変更したことを、同年 11 月 6 日までに届け出るよう、口頭指導を行った。

ホ 平成 29 年 11 月 2 日付けで、請求人の母は、処分庁に対し、単身世帯としての保護内容に変更を求める申請を行った。

処分庁は、請求人の母に対し、請求人に現在の状況を説明するよう伝えたところ、請求人の母は、処分庁に対し、ずっと話していないためできないと思うと述べた。

マ 同月 6 日付けで、処分庁は、請求人の母に対し、同月 2 日を実施年月日として、世帯員の減少を理由に、請求人母単身での保護内容に変更する決定（本件処分）を行った。

ミ 平成 29 年 12 月 19 日、処分庁は、A 氏に対し、世帯員の増加を理由に、請求人を A 氏の世帯員とした保護内容に変更する処分（以下「後行処分」という。）

ム 平成 30 年 2 月 5 日、請求人は、神奈川県知事に対し、本件処分の取消しを求めて本件審査請求を提起した。

3 審理関係人の主張の要旨

（1）請求人の主張の要旨

次の理由により、本件処分を取り消すとの裁決を求める。

ア 請求人は、ある時点から、現住所で、内縁の夫 A 氏との生活を始め、請求人の母から請求人相当の保護費を毎月もらうことにしていった。

請求人は、遅くとも平成 29 年 6 月までには、このように生活場所が変わったこと等を処分庁に包み隠さず伝え、居所や生活実態に即した保護費の支給がなされるよう、処分庁に要望した。

しかし、処分庁からは、保護の変更に関し、同意書の提出を求められ、請求人はその提出に不安を感じて躊躇しており、こうした同意書の取り扱い等を中心に、両者で保護変更のための協議を重ねている状況であった。

イ 請求人は、保護廃止の事実を知らないまま、平成 29 年 11 月 5 日、かねてより定期通院中であった B クリニックを受診し、同月 13 日に、同クリニックからの連絡により保護廃止の事実を知り、また、10 割の治療費の請求を受ける事態となった。

ウ 処分庁は、保護廃止の理由について、「居住実態がないから。」と説明している。確かに、請求人が住民票を置いていた請求人の母親の世帯には居住実態はなかった。

が、その旨を、請求人は処分庁に申告し、それを踏まえて実態に即した保護が受けられるように協議していたのであるから、突然、予告もなく、保護を廃止にしたことは極めて不適切である。

処分庁は、保護廃止について、請求人に何ら連絡をしていなかったことについて、「住民票を同一にする請求人の母あてに通知をした、請求人の母には請求人に必ず連絡をするよう言った。」旨弁明するが、請求人と請求人の母が別居しており、折り合いが悪く没交渉であることを熟知しており、保護廃止が請求人に伝わらないことを十分に認識し、又は認識し得た。

また、処分庁は、請求人が定期的に受診していることも認識していたのであり、請求人が 10 割の治療費の請求を受ける事態の発生も十分に認識し、また認識し得たといえる。

その後、請求人は、平成 29 年 11 月 20 日付けで現住所で生活保護を受給できるようになったものの、同月 2 日から同月 19 日の空白期間は保護がない状態に変化はないため、上記イの治療費の問題は解決していない。

エ 請求人は、本件処分時において、要保護状態のままであり、処分庁はその事実を知りながら、請求人が健康的で文化的な最低限度の生活を送る権利をはく奪した。

法は、申請保護を原則としているが、要保護者が窮迫した状態にあるときには、申請がなくとも必要な保護を行うことができる（法第 7 条）を定めるほか、さらに積極的にすみやかに職権保護を開始しなければならないとも定めている（同法第 25 条）。このことから、「要保護者に対し、最低限度の生活を保障する。」という法の理念は、申請よりも優先されるべきことは明らかである。

オ 法第 10 条は、世帯単位の原則を定めるが、例外的に個人を単位とすることも認めており、請求人個人を請求人の母とは別個に対象とすることも可能だったのであり、同法第 10 条は、本件処分の根拠とならない。

カ 法第 61 条は、書面での届出を義務づけるものではなく、同条も本件処分の根拠となるものではない。

キ 本件処分は、実質的には、請求人が住所変更届及び同意書の提出に条件を付して容易に提出しなかったことに対する懲罰的な意味合いが窺えるが、同意書は法律上要求される要件ではない。

ク 法第 62 条第 4 項が、保護の変更、停止又は廃止する処分をする場合に、被保護者に対し、当該処分をする理由、弁明すべき日時及び場所を通知した上で、被保護者に弁明の機会を与えるなければならないことを定めている趣旨から、同規定は、本件処分にも適用されるべきである。

また、同法第 5 項は、行政手続法第 3 章（第 12 条及び第 14 条を除く）の規定は適用除外と定めており、その反対解釈として、同法第 12 条乃至第 14 条は適用されるものと解されるところ、同法第 13 条は、不利益処分を科される者に対して弁明の機会を付与しなければならないとしている。

本件処分は法第 62 条第 4 項、行政手続法第 13 条に明確に違反する。

ケ 本件処分は、保護変更決定であるが、実際には請求人に対する保護廃止処分であるから、口頭による指示、文書による指示、弁明の機会の付与を経てそれでもなお改善解決がみられない場合に、相当の期間を待って、ようやく廃止処分がなされるべきだが、処分庁は、一切上記段階を踏んでいない。

平成 29 年 10 月 20 日の時点に至っても、処分庁が予定していたのは、今後請求人に口頭指導から始めて段階を踏んで指導指示を行うことのみだったにもかかわらず、一切の指示・指導がない状況で突然本件処分が行われたのか、請求人の生きる権利を無視した処分庁の暴走である。

(2) 処分庁の主張の要旨

次の理由により、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

ア 請求人は、かねてより、保護申請上の住所である請求人の母宅と、A 氏宅を行き来した生活をしていた。

平成 29 年 6 月 19 日、請求人は、請求人の母とは別の生活をしたいとの希望を述べ、同年 7 月の入院退院を機に、A 氏宅にて生活する機会が増えたため、実態に即した生活保護の申請を指導するも、申請に至っていない。

その後、請求人から平成 29 年 9 月から A 氏宅で生活し、請求人の母宅に戻らないとの申出があったため、処分庁は、同月 1 日に A 氏宅を訪問し、居住実態の確認をすることとしたが、請求人の体調不良により断念し、その後の連絡調整により、同年 10 月 4 日に A 氏宅を訪問し、請求人の居住実態が、請求人の母宅ではなく A 氏宅にあることを確認した。

処分庁は、請求人に対し、生活保護上の住所を変更するよう指導したが、請求人は住所変更届の提出を拒否しており、処分庁としては、請求人と協議を重ねている状況とは認識していない。

イ 請求人と請求人の母との交流について、請求人は、請求人の母宅を出た後も生活費の受け取りに帰宅する状況にあり、請求人の病状悪化の際には、母が通院同行していることや、入院の際にも母の見舞いを受け入れていることから、没交流状態にあったことは認められない。

ウ 本件処分前に、処分庁は、請求人が精神科へ受診していることを把握していることから、保護空白期間中の受診を予見できた可能性があるとの指摘について、請求人から具体的な受診日の連絡を受けていないため、本件処分後間もない受診については、予見できない状態であった。

エ 届出の事実が請求人に伝わらない事態に備え、平成 29 年 11 月 6 日、状況の報告と今後の生活に関する調整を目的に、A 氏宅の fax 及び請求人の携帯電話に架電した。さらに、請求人に連絡がつかなかったため、同月 10 日に A 氏宅を訪問するも、請求人が訪問を拒否したため、請求人の母に架電し、請求人に世帯変更届を提出したことを伝えるよう指導している。

請求人には、同月 13 日の電話の際、世帯員減少の決定処分の事実を告知し、早

期の生活保護再申請を促すとともに、生活保護空白期間においては、国民健康保険への加入と、自立支援医療（精神通院医療）の手続をするよう促している。

4 理由

(1) 本件審査請求の争点

本件審査請求の争点は、①本件処分の変更理由である請求人の母の世帯において世帯員の減少（具体的には、本件処分時に請求人が請求人の母の世帯の世帯員でなくなっていたこと）が認められるか（争点1）、請求人との主張との関連で、②本件処分にあたり、生活保護法第62条第4項又は行政手続法第13条の規定に基づく事前手続を要したのか（争点2）、③処分庁が、本件処分時において請求人が要保護状態にあることを認識していたことが本件処分の違法事由となるか（争点3）、④本件処分通知を、請求人の母にのみ送付したことが、本件処分の違法事由となるか（争点4）である。

以下、関連する法令等の規定を確認した上で、上記争点を踏まえ、本件処分の適法性について判断する。

(2) 世帯の認定と居住地について

ア 法は、世帯を単位として保護の要否と程度を定めることを原則としている（法第10条）。

イ 世帯の認定に当たっては、同一の住居に居住し、生計を一つにしている者は、原則として同一世帯員として認定することとされている（次官通知第1）。

居住を一つにしないが、同一世帯に属していると判断すべき例外的な場合については、局長通知第1 1 (1)～(7)に示されている。

ウ 居住地とは、要保護者の居住事実がある場所をいう。なお、現にその場所に居住しなくとも、他の場所に居住していることが一時的な便宜のためであって、一定期限の到来とともにその場所に復帰して起居を継続していくことが期待される場合には、世帯の認定をも勘案の上、その場所を居住地として認定することとされている（次官通知第2）。

(3) 職権による保護の変更と被保護者の届出義務について

ア 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を要するときは、速やかに職権をもってその決定を行う必要があり（法第25条第2項）、被保護者には、生計の状況についての変更又は居住地若しくは世帯の構成に異動についての届出義務がある（法第61条）。

上記職権調査と届出義務の関係については、極めて多数に上る被保護者の複雑で変化の激しい状況を関係当局の調査だけで把握することは困難であることから、被保護者の側からも自発的に所要事項の届出をさせ、両方あいまって保護の実施機関の保護の決定及び実施を円滑ならしめようとしたものであるとされている。

イ 実務上、届出義務の履行は、世帯主である被保護者が一括して行うことで足りると解されており、また、届出の手段は、書面に限られるものでない。

ウ 被保護者が変更の届出を怠っているような場合であっても、職権調査により保護の変更を要すると判断できる場合には、法第 25 条第 2 項に基づく職権による保護の変更ができることは上記アのとおりであり、当該保護の変更に、指導指示違反を理由とする法第 62 条第 3 項に基づく変更等の場合の事前手続の規定（同条第 4 項・弁明の機会の付与）の適用はない。

また、法第 25 条第 2 項に基づく保護の変更決定について、行政手続法第 3 章第 13 条の聴聞又は弁明の機会の付与に関する規定の適用はない（法第 29 条の 2）。

エ 被保護者が、世帯の変動等に関する法第 61 条の届け出の義務を怠り、このため保護の決定実施が困難になり、また困難になるおそれがあるときは、必要に応じて、法第 27 条による指導指示を行う（局長通知第 11-2-(1) ク）ことがあり得、当該指示違反を理由として、法第 62 条第 3 項に基づく変更等を行う場合には、事前手続きを要する（法第 62 条第 3 項及び 4 項）。

(4) 申請による保護の変更

保護の変更申請については、開始申請の規定が準用されており（法第 24 条第 9 項、第 1 項）、当該申請に対する決定（同条第 3 項）にあたり、指導指示違反を理由とする法第 62 条第 3 項に基づく変更等の場合の事前手続の規定（同条第 4 項・弁明の機会の付与）の適用はなく、また、行政手続法第 3 章第 13 条の聴聞又は弁明の機会の付与に関する規定の適用もない（法第 29 条の 2）。

(5) 本件処分の適法性について

ア 争点 1（請求人が請求人の母の世帯の世帯員でなくなったこと）

上記 4-(2) のとおり、世帯員であるか否かは、基本的には、同一の住居に居住していることにより判断されるが、現にその場所に居住しなくとも、他の場所に居住していることが一時的な便宜のためであって、一定期限の到来とともにその場所に復帰して起居を継続していくことが期待される場合等には、世帯の認定をも勘案の上、その場所を居住地として認定するため、局長通知第 1-1-(1)～(7) に示されているような場合には、同一住居に居住していなくても、同一世帯として認定されうことになる。

請求人と請求人の母については、局長通知第 1-(1)～(6) に示されている例に該当せず、これらと同様に評価できるような事情も特に認められないため、同(7) に該当しないため、居住を同一にしていなければ、同一世帯とは評価しがたい。

請求人の居住地については、平成 29 年 7 月 18 日に、請求人が退院後 A 氏宅で生活するようになったことについて自ら処分庁に申出（前提事実ケ）して以降、一時的に請求人の母宅に戻ったことがある他は（前提事実シ）、A 氏宅で生活している

足りる
り保護
保護の
反を理
項 弁

3章第
1)。
ため保
じて、
得、当
事前手

9項、
由とす
明の機
機会の

に居住
所に居
の場所
も勘案
7)に
して認

いる例
め、同
じがた

宅で生
、一時
ている

こと状況について、請求人本人からの報告等（前提事実ケ・サ・ス・チ・ツ・テ）、請求人の母からの聴取（前提事実コ・タ）、A氏からの聴取（前提事実ト）及び処分庁が行ったA氏宅での訪問調査（前提事実ナ）から確認が取れる。

そうすると、処分庁が行ったA氏宅での訪問調査時（平成29年10月4日）までには、請求人は、A氏宅を居住地としており、請求人の母宅で同人と居住を一つにしておらず、請求人は、請求人の母の世帯員でなくなった状態であったといえる。

イ 争点2（事前手続の要否）

(ア) 本件処分は、上記アのような請求人の母の世帯の状態について処分庁が確認した後、平成29年11月2日に請求人の母からなされた保護変更申請（前提事実ホ）に対して、同月6日付けで行われた（前提事実マ）ものであり、法第24条第3項に基づく変更決定処分である。

したがって、上記4(4)のとおり、法第62条第3項に基づく変更等の場合の事前手続の規定である同条第4項の適用はなく、行政手続法第13条の聴聞又は弁明の機会の付与に関する規定の適用は排除されている（法第29条の2）。

以上から、本件処分にあたり、法第62条第4項又は行政手続法第13条に基づく事前手続は要しない。

(イ) なお、請求人は、本件処分は、請求人との関係では実質的な廃止処分であること、あるいは、請求人が変更申請又は同意書を提出しなかったことに対する懲罰的な意味合いを含む処分であることを理由に、口頭及び文書による指導指示を経た上で事前手続を要するとも主張しているが、請求人の独自の主張に過ぎず、採用できない。

ウ 争点3（処分庁が、本件処分時において請求人が要保護状態にあることを認識していたことが本件処分の違法事由となるか）

本件処分当時、請求人及びA氏のいずれも、処分庁により保護を受けていた被保護者だった（前提事実ア）のであるから、処分庁は、本件処分により、請求人が医療扶助の必要性を含め、要保護状態となるであろうことは認識していたといえる。

しかし、請求人の要保護状態は、同一世帯と認められない請求人の母を世帯主とする世帯への保護費の支給を継続することによって解決されるべきものではなく、上記事情は、本件処分の違法事由となるものではない。

エ 争点4（本件処分通知を請求人の母にのみ送付したことが、本件処分の違法事由となるか）

本件処分通知は、請求人の母の世帯に関する保護について、世帯主である請求人の母の申請に対して行われた処分であるから、請求人の母宛てになされるのが当然の処分であって、請求人に対して、同時期に同内容の通知を行うことを要する根拠は見当たらない。

よって、本件処分通知を請求人の母のみに送付したことは、本件処分の違法事由とならない。

オ 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

カ 以上により、本件処分は、法及び適法かつ適正と認められる関係通知等に基づき
行われたものであり、本件処分を取り消すべき違法又は不当な点は認められない。

(6) 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第 45 条第
2 項の規定により、棄却されるべきである。

基づき
とい。

5条第

別紙2

ア 法

(用語の定義)

- 第6条 この法律において「被保護者」とは、現に保護を受けている者をいう。
- 2 この法律において「要保護者」とは、現に保護を受けているといいないとにかくわらず、保護を必要とする状態にある者をいう。

3～5 【略】

(申請保護の原則)

- 第7条 保護は、要保護者、その扶養義務者又はその他の同居の親族の申請に基いて開始するものとする。但し、要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。

(世帯単位の原則)

- 第10条 保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。

(実施機関)

- 第19条 都道府県知事、市長（中略）は、（中略）この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

- 一 その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する要保護者
 - 二 居住地がないか、又は明らかでない要保護者であつて、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に現在地を有するもの
- 2 居住地が明らかである要保護者であつても、その者が急迫した状況にあるときは、その急迫した事由が止むまでは、その者に対する保護は、前項の規定にかかわらず、その者の現在地を所管する福祉事務所を管理する都道府県知事又は市町村長が行うものとする。

3 【略】

- 4 前3項の規定により保護を行うべき者（以下「保護の実施機関」という。）は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

5～7 【略】

(申請による保護の開始及び変更)

- 第24条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。（後略）

- 一 要保護者の氏名及び住所又は居所
- 二 【略】
- 三 保護を受けようとする理由
- 四・五 【略】

2 【略】

3 保護の実施機関は、保護の開始の申請があつたときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもつて、これを通知しなければならない。

4 前項の書面には、決定の理由を付さなければならない。

5～8 【略】

9 第 1 項から第 7 項までの規定は、第 7 条に規定する者からの保護の変更の申請について準用する。

10 【略】

(職権による保護の開始及び変更)

第 25 条 保護の実施機関は、要保護者が急迫した状況にあるときは、すみやかに、職権をもつて保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなければならない。

2 保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とするときには、速やかに、職権をもつてその決定を行い、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。前条第 4 項の規定は、この場合に準用する。

3 【略】

(指導及び指示)

第 27 条 保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる。

2 前項の指導又は指示は、被保護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなければならない。

3 第 1 項の規定は、被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得るものと解釈してはならない。

(資料の提供等)

第 29 条 保護の実施機関（中略）は、保護の決定若しくは実施（中略）のために必要があると認めるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、（中略）銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

一 要保護者（中略） 氏名及び住所又は居所、資産および収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（後略）。

二 【略】

2 【略】

(行政手続法の適用除外)

第 29 条の 2 この章の規定による処分については、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 3 章（第 12 条及び第 14 条を除く。）の規定は、適用しない。

31号

程
なら

申請

や
か
れを必
面を
は、保
護止
めも
のに必
き、
告を健
康状
定め

第 88

(不利益変更の禁止)

第 56 条 被保護者は、正当な理由がなければ、既に決定された保護を、不利益に変更されることはない。

(届出の義務)

第 61 条 被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならない。

(指示等に従う義務)

第 62 条 被保護者は、保護の実施機関が（中略）第 27 条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。

2 【略】

3 保護の実施機関は、被保護者が前 2 項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。

4 保護の実施機関は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に対して弁明の機会を与えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。

5 第 3 項の規定による処分については、行政手続法第 3 章（第 12 条及び第 14 条を除く。）の規定は、適用しない。

イ 生活保護法による保護の実施要領について（昭和 36 年 4 月 1 日付け厚生省発社第 123 号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）

第 1 世帯の認定

同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。

なお、居住を一にしていない場合であっても、同一世帯として認定することが適当であるときは、同様とすること。

第 2 実施責任

保護の実施責任は、要保護者の居住地又は現在地により定められるが、この場合、居住地とは、要保護者の居住事実がある場所をいうものであること。

なお、現にその場所に居住していないても、他の場所に居住していることが一時的な便宜のためであって、一定期限の到来とともにその場所に復帰して起居を継続していくことが期待される場合等には、世帯の認定をも勘案のうえ、その場所を居住地として認定すること。

ウ 生活保護法による保護の実施要領について（昭和 38 年 4 月 1 日付け社発第 246 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）

第 1 世帯の認定

- 1 居住を一にしていないが、同一世帯に属していると判断すべき場合とは、次の場合をいうこと。
 - (1) 出かせぎをしている場合
 - (2) 子が義務教育のため他の土地に寄宿している場合
 - (3) 夫婦間又は親の未成熟の子（中学 3 年以下の子をいう。以下同じ。）に対する関係（以下「生活保持義務関係」という。）にある者が就労のため他の土地に寄宿している場合
 - (4) 行商又は勤務等の関係上子を知人等にあずけ子の生活費を仕送りしている場合
 - (5) 病気治療のため病院等に入院又は入所（介護老人保健施設への入所に限る。2 の (5) (ウを除く。) 及び (6) 並びに第 2 の 1 において同じ。）している場合
 - (6) 職業能力開発校等に入所している場合
 - (7) その他 (1) から (6) までのいずれかと同様の状態にある場合

第 11 保護決定実施上の指導指示及び検診命令

1 【略】

2 保護受給中における指導指示

(1) 保護受給中の者については、隨時、1 と同様の助言、指導を行うほか、特に次のような場合においては必要に応じて法第 27 条による指導指示を行うこと。

ア～キ 【略】

ク 世帯の変動等に関する法第 61 条の届出の義務を怠り、このため保護の決定実施が困難になり、又は困難になるおそれがあるとき。

ケ～シ 【略】

ス その他、保護の目的を達成するため、又は保護の決定実施を行うため、特に必要があると認められるとき。

(2) (3) 【略】

(4) 法第 27 条による指導指示は、口頭により直接当該被保護者（これにより難い場合は、当該世帯主）に対して行うことを原則とするが、これによって目的を達せられないと認められるとき、及びその他の事由で口頭によりがたいときは、文書による指導指示を行うこととする。当該被保護者が文書による指導指示に従わなかったときは、必要に応じて法第 62 条により所定の手続きを経たうえ当該世帯又は当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行うこと。

3・4 【略】

才 市事務委任規則（昭和 61 年 [] 市規則第 43 号。以下「委任規則」という。）
(福祉事務所長に委任する事務)

第 2 条 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 19 条第 4 項（中略）の規定に基づき、次に掲げる事務を平塚市福祉事務所長に委任する。

(1) 生活保護法関係

ア 生活保護法第 24 条第 3 項の規定による申請に基づく保護の開始及び変更に関すること。

イ～ス 【略】

(2) ~ (6) 【略】

に対
め他

いる

限る。

) し

い、特
行うこ

保護の

ため、

より難
つて目
がたい
手による
手続き
は廃止を

